

2010

3

NO.83

暮らしづく

発行／愛知県県民生活部県民生活課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165



住宅版 エコポイント制度ができました

エコポイント制度は、省エネ基準を満たした地上デジタル対応テレビ、エアコン、冷蔵庫を買うとエコポイントがもらえ、そのポイントを商品券などに交換できる制度です。昨年5月から開始されましたが、今回は新たに追加された住宅版エコポイント制度や家電エコポイントの期間延長等に伴う変更点についてお知らせします。

住宅版エコポイントQ&A

Q エコポイント発行の対象となる住宅の所有形態や建て方形式の制限はありますか？

A 持ち家、賃貸住宅、戸建て住宅、共同住宅等の区分に関係なく、エコ住宅の新築又はエコリフォームの実施によりエコポイント発行の対象となります。

Q エコ住宅とは？

A トップクラスの省エネ基準をクリアした住宅、木造住宅（省エネ基準を満たすもの）です。

Q エコリフォームとは？

A 窓の断熱改修、外壁・天井又は床の断熱施工などのリフォームです。

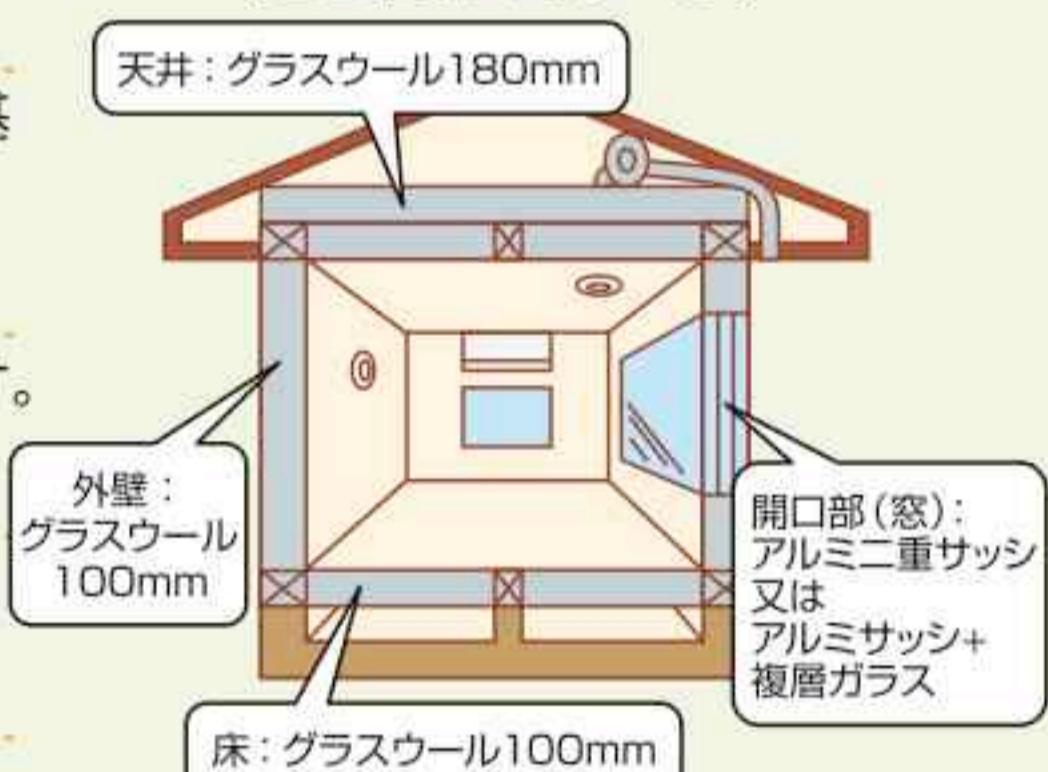
Q 高効率給湯器や太陽光発電の補助との併用はできますか？

A 併用は可能です。

Q 長期優良住宅普及促進事業の補助との併用はできますか？

A 併用できません。

〈エコ住宅のイメージ〉



住宅版エコポイントについての相談窓口

☎ 0570-071-077 (受付時間10:00～18:00 土日、祝日も受付しています。)

家電エコポイントの変更点

■ 家電エコポイント制度の期間延長 *9ヶ月延長されました。

平成22年3月31日まで（変更前）→ 平成22年12月31日まで（変更後）

■ エコポイント対象テレビの省エネ基準見直し

テレビについては、現在90%以上がエコポイントの対象となる「統一省エネラベル」が四つ星以上の商品ですが、経済産業省は現行の省エネ基準を強化し、エネルギー消費効率が現在より37%厳しい新基準を適用することを決定しました。このため、対象となる商品が今後激減する可能性があります。（冷蔵庫とエアコンについては、基準の変更はありません。）

〈統一省エネラベルの例〉



春先に多い消費者トラブル

＜引越しのトラブル＞

事例1 引越し業者とのトラブル

- 見積額が安かったので契約したのに、引越し当日、荷物が多いことなどを理由に見積額以上の代金を請求された。
- 自己都合でキャンセルしたら思ったより高い解約料を請求された。
- 引越し作業中に壁や家具を傷つけられた。

- 引越し業者は、貨物自動車運送事業法に基づいて「運送約款」を定めることとされており、多くは国土交通省が定めた**標準引越し運送約款**を使用していますが、独自の約款を採用しているところもあります。この約款は、見積り時に申込者に提示することとされていますので、事後のトラブルを防ぐためにも面倒がらず目を通しましょう。
- 見積り内容は、業者の都合で一方的に変更できないことになっています。引越し当日は、作業員の人数やトラックの種類などが見積書どおりか確認することも重要です。また、引越し先の状況等によりサービス内容の追加・変更を依頼された場合は、きちんと説明を受けて代金も含め納得した上で同意してください。
- 自己都合によるキャンセル料は、標準約款では引越し日の2日以上前なら不要、前日は10%、当日は20%とされています。
- 引越し業者側に起因する家具等の破損や荷物の紛失については、3ヶ月以内であれば補償を求めることができるとされていますが、引越し後できる限り早くチェックすることをお勧めします。なお、補償額は引越し業者によって異なるので事前に確認しておくことも大切で、明確に答えない業者は要注意です。



事例2 賃貸住宅からの退去時のトラブル

- 賃貸マンションを退去する際、クロスについていた小さな傷のため部屋全体のクロス張替え代金を請求された。
- 契約書で退去時に原状回復することになっており、敷金を返してもらえないばかりか、各種のリフォーム代まで請求された。

- 国土交通省の**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**によれば、原状回復とは「借りた当時の状態に戻す」ことではなく、通常使用による損耗については借主が負担する義務はないとされています。ただし、ガイドラインに法的強制力はありませんので、基本は話し合いによる解決となります。
- ガイドラインでは、壁のクロスに傷をつけた場合、その傷を含む壁一面の張替えを負担するのが妥当とされています。

具体例 (詳細は国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」をご確認ください)

貸主負担

- 日照によるクロスの色落ち
- テレビ等の背面の壁の黒ずみ
- 画鋲やピンのあと
- 家具によるカーペットのへこみ
- ハウスクリーニング
- 鍵の交換(借主が鍵を紛失したり破損したりした場合を除く)

借主負担

- ハウスクリーニングで除去できないタバコのヤニ
- 下地ボードの取替えが必要となるような釘穴、ネジ穴
- キャスター付き椅子によるフローリングの傷、へこみ
- 結露を放置して拡大したカビ

- 契約する前に、契約書や重要事項説明書に不利な条項や特約がないか確認し、納得してから契約することが肝要です。

<塾・家庭教師のトラブル>

事例 家庭教師解約時の補助教材に関するトラブル

- 家庭教師の派遣契約を都合で解約したが、契約時にあわせて購入した3年間分の学習教材の未使用分の解約はできないと言われた。

- 契約期間が2ヶ月を超え、かつ金額が5万円を超える塾や家庭教師の契約は**特定商取引に関する法律**により、クーリングオフや中途解約が認められています。また、解約料の上限も定められています。
- 補助教材などの関連教材も中途解約できますが、事業者が関連教材でないとして解約を認めず紛争になることもあります。契約申込時に中途解約について確認しておくことやあまり長期間の教材を購入しないようにすることをお勧めします。



不当景品類及び不当表示防止法(略称:景品表示法)をご存じですか?

商品やサービスについて

- 実際よりも良く見せかける表示が行われたり、
- 過大な景品付き販売が行われると、

それらにつられて実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまうかもしれません。

景品表示法は、このような**不当表示**や**不当景品**から消費者の利益を保護するための法律です。

表示

★例えば…こんな表示は不当表示のおそれがあります。

- 広告に「広告掲載商品10%引き」とあり、割引の条件は書いてなかったが、来店したところ、10,000円以上購入した人に限定していた。
- 添加物を使用しているにもかかわらず、「無添加」と表示していた。

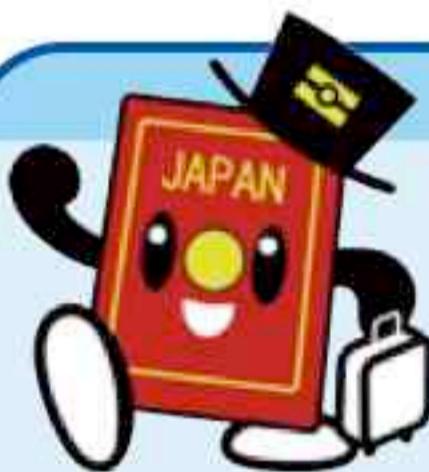


景品

★例えば…商品Aの購入者を対象とした抽選会の場合、景品の額について規制があります。

- 商品Aが5,000円未満なら、景品の最高額は商品Aの価格の20倍まで
- 提供する景品の総額についても規制があります。
- 商品Aが5,000円以上なら、景品の最高額は10万円まで

※一定の地域や業界の事業者が共同で抽選会を実施する場合、購入者全員にプレゼントする場合などについては、また別の規制があります。



愛知県旅券センター 移転についてのお知らせ

現在入居している「名古屋ターミナルビル」の建替えに伴い、平成22年5月6日より下記に移転しますので、お知らせいたします。

移転先 名古屋ルーセントタワー5階

(〒451-6005 名古屋市西区牛島町6番1号)

☎ (052) 563-0236

交通

★JR名古屋駅桜通口から名駅通を北方向へ徒歩6分

★名古屋市営地下鉄東山線名古屋駅(北改札)から地下道路(ルーセントアベニュー)を経て徒歩6分



ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/0000000757.html>

(県民生活部県民生活課 旅券グループ)

暮らしのお役に立ちます

～県民生活プラザは受付の番号です～

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 中央県民生活プラザ | ☎ 052-962-5100 FAX 052-972-6001 |
| 尾張県民生活プラザ | ☎ 0586-71-5900 FAX 0586-71-0977 |
| 海部県民生活プラザ | ☎ 0567-24-2500 FAX 0567-24-1140 |
| 知多県民生活プラザ | ☎ 0569-23-3900 FAX 0569-23-3901 |
| 西三河県民生活プラザ | ☎ 0564-27-0800 FAX 0564-23-4641 |
| 豊田加茂県民生活プラザ | ☎ 0565-34-6151 FAX 0565-34-6152 |
| 新城設楽県民生活プラザ | ☎ 0536-23-8700 FAX 0536-23-3833 |
| 東三河県民生活プラザ | ☎ 0532-52-7337 FAX 0532-52-7388 |
| 名古屋市消費生活センター | ☎ 052-222-9671 |
| 豊橋市消費生活相談室 | ☎ 0532-51-2305 |
| 岡崎市消費生活相談室 | ☎ 0564-23-6459 |
| 一宮市消費生活相談窓口 | ☎ 0586-71-2185 |
| 豊田消費生活センター | ☎ 0565-33-0999 |
| 小牧市消費生活相談室 | ☎ 0568-72-2101 |

※[]は、それぞれの市内にお住まいの方、又はお勤めの方を対象としています。